

## ■ 誘導施設の設定（案）

### 1 基本的な考え方

誘導施設とは、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図ることを目的として、都市機能誘導区域に立地を誘導すべき施設、あるいは都市機能誘導区域外への転出・流出を防ぐべき施設のことで

す。  
具体的には、「都市計画運用指針」、「立地適正化計画作成の手引き」において、以下のような施設が例示されています。

#### ■ 誘導施設として想定される施設の例（都市計画運用指針）

施設種別	施設の具体例
高齢化の中で必要性の高まる施設	病院・診療所等の医療施設 老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター
子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設	幼稚園や保育所等の子育て支援施設 小学校等の教育施設
集客力がありまちの賑わいを生み出す施設	図書館、博物館等の文化施設 スーパーマーケット等の商業施設
行政サービスの窓口機能を有する施設	市役所支所等の行政施設

出典：都市計画運用指針（2022年（令和4年）4月）をもとに作成

#### ■ 誘導施設として想定される施設の例（立地適正化計画作成の手引き）

分類	中心拠点	地域拠点
行政機能	・ 中枢的な行政機能 例. 本庁舎	・ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	・ 市全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	・ 高齢者の自立した生活を支え、または日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン等
子育て機能	・ 市全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	・ 子どもを持つ世帯が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業機能	・ 様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	・ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇㎡以上の食品スーパー
医療機能	・ 総合的な医療サービスを受けることができる機能 例. 病院	・ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積〇㎡以上の診療所
金融機能	・ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	・ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	・ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	・ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

出典：立地適正化計画作成の手引き（2022年（令和4年）4月）をもとに作成

## 2 誘導施設設定の考え方

### 2-1 設定の手順

誘導施設については、「米子市都市計画マスタープラン」による市としての将来方針と市民アンケートによる市民意向の両面から設定することとします。

### 2-2 各拠点の位置づけから必要と考えられる都市機能

「米子市都市計画マスタープラン」における都市拠点や中心市街地の位置づけより、都市機能誘導区域に必要と考えられる都市機能は下表のとおりです。

#### ■ 各都市機能誘導区域の位置づけから必要と考えられる都市機能

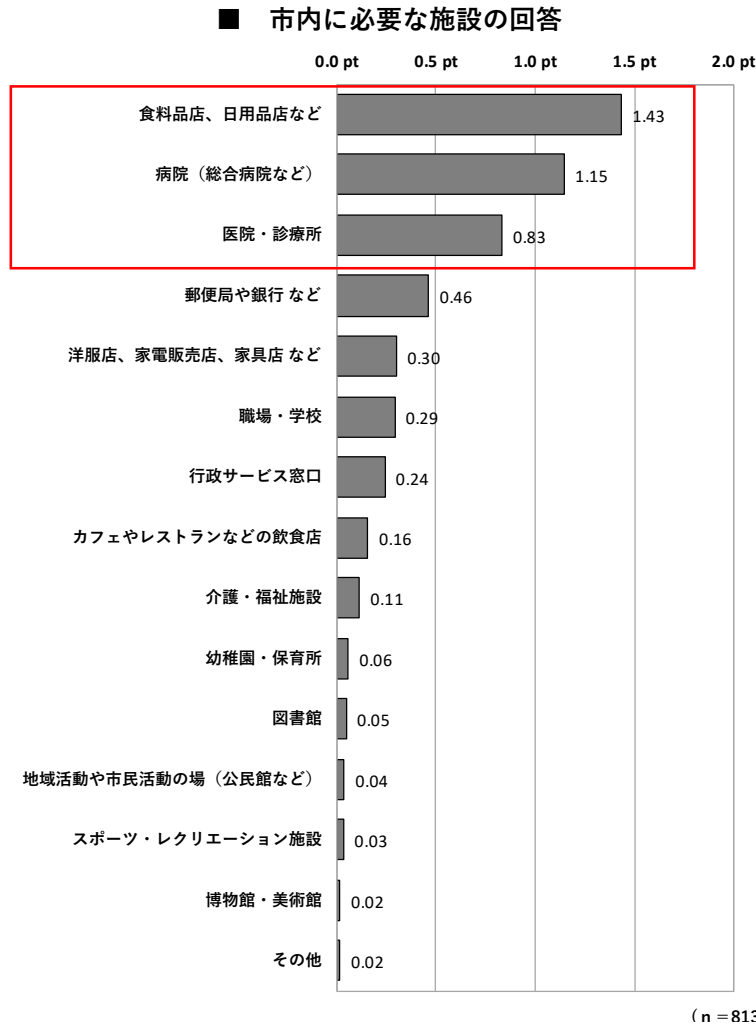
都市機能誘導区域	米子市都市計画マスタープランにおける位置づけ	必要と考えられる都市機能
米子駅周辺	<p>【都市拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・JR米子駅を中心に<u>商業・業務をはじめ、産業・文化・行政施設が集積する地区</u>で、米子駅南地区との連携強化や中心市街地のにぎわいの再生を図ることによりバランスのある都市交流空間拠点を創出し、まちづくりの中核をなす拠点</li><li>・東山公園などは、市民の多くの人に親しまれる<u>レクリエーションの拠点</u></li></ul> <p>【中心市街地】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>交通機能・商業機能・宿泊機能・オフィス機能</u>などの都市機能の維持向上を図る</li></ul>	行政機能 商業機能 教育・文化機能
皆生温泉周辺	<p>【観光レクリエーション拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域資源を活かし、周辺の観光施設をネットワークで結ぶことによる<u>市内外の観光の拠点</u></li></ul> <p>【中心市街地】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・皆生地区は<u>観光産業の集積する商業地</u>として位置づけ、<u>観光機能の充実</u>に努める</li></ul>	観光機能

## 2-3 市民アンケートから必要と考えられる都市機能

市民アンケートの結果から、都市機能誘導区域に必要と考えられる都市機能を抽出します。

### (1) 「市内に必要な施設」の回答から必要と考えられる都市機能

「市内に必要な施設」から必要と考えられる都市機能は下表のとおりです。



※1番=3点、2番=2点、3番=1点とし、それぞれの回答者数に点数を乗じたものを合算し、回答者一人あたりに割り戻した値  
 ※無回答を除く

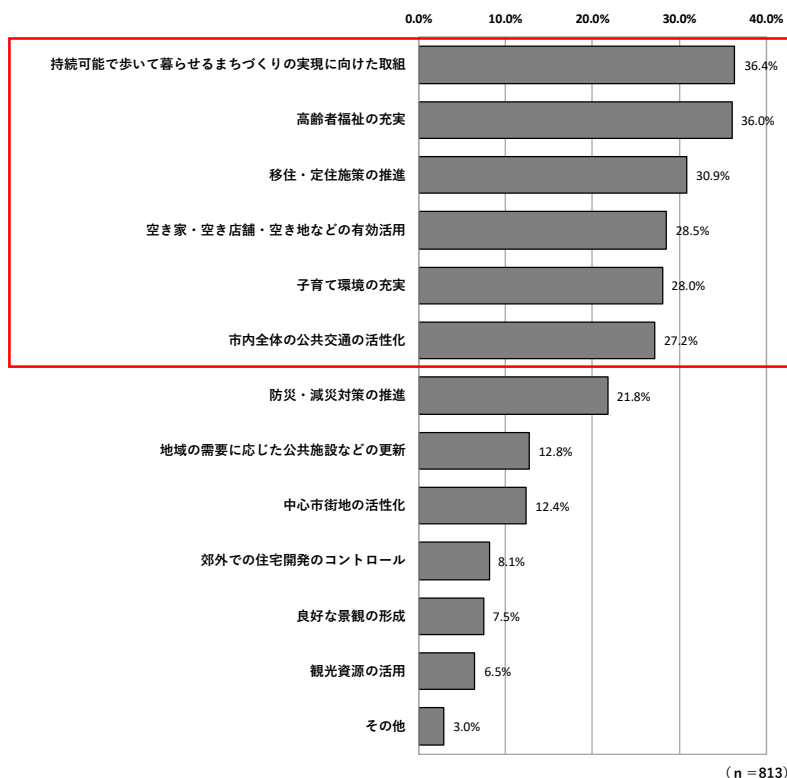
### ■ 必要と考えられる都市機能

点数の高い選択肢	必要と考えられる都市機能
食料品店、日用品店など	商業機能
病院（総合病院など）	医療機能
医院・診療所	医療機能

(2) 「米子市に今後必要な施策」の回答から必要と考えられる都市機能

「米子市に今後必要な施策」から必要と考えられる都市機能は下表のとおりです。

■ 米子市に今後必要な施策の回答



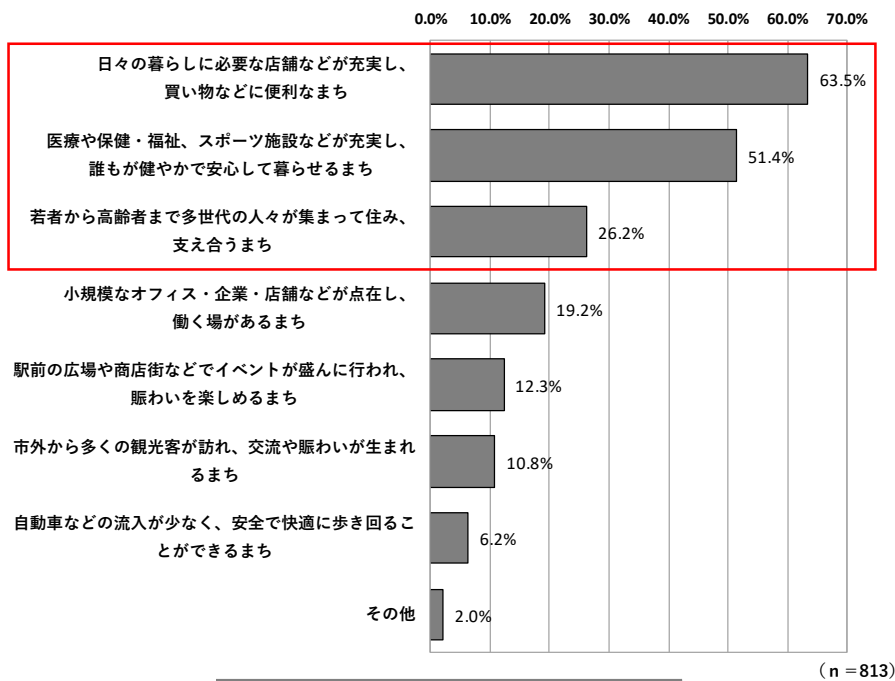
■ 必要と考えられる都市機能

回答の多い選択肢	必要と考えられる都市機能
持続可能で歩いて暮らせるまちづくりの実現に向けた取組	—
高齢者福祉の充実	介護福祉機能 医療機能
移住・定住施策の推進	子育て機能 教育・文化機能
空き家・空き店舗・空き地などの有効活用	—
子育て環境の充実	子育て機能
市内全体の公共交通の活性化	—

(3) 「中心市街地の将来像」の回答から必要と考えられる都市機能

「中心市街地の将来像」から必要と考えられる都市機能は下表のとおりです。

■ 中心市街地の将来像の回答



■ 米子駅周辺に必要と考えられる都市機能

回答の多い選択肢	米子駅周辺に 必要と考えられる都市機能
日々の暮らしに必要な店舗などが充実し、買物 などに便利なまち	商業機能
医療や保健・福祉、スポーツ施設などが充実 し、誰もが健やかで安心して暮らせるまち	介護福祉機能 医療機能 教育・文化機能
若者から高齢者まで多世代の人々が集まって住 み、支え合うまち	—

## 2-4 誘導すべき都市機能の設定

### (1) 米子駅周辺

「各拠点の位置づけから想定される都市機能」と「市民アンケートから必要と考えられる都市機能」のいずれかに該当する都市機能を、誘導すべき都市機能として設定します。

#### ■ 米子駅周辺に誘導すべき都市機能

	各拠点の位置づけから想定される都市機能	市民アンケートから必要と考えられる都市機能			誘導すべき都市機能
		市内に必要な施設	米子市に今後必要な施策	中心市街地の将来像	
行政機能	○				○
介護福祉機能			○	○	○
子育て機能			○		○
商業機能	○	○		○	○
医療機能		○	○	○	○
金融機能					
教育・文化機能	○		○	○	○

### (2) 皆生温泉周辺

皆生温泉については、「各拠点の位置づけから想定される都市機能」に位置付けのあるとおり、観光機能に特化した拠点であることから、観光機能を誘導すべき都市機能として設定します。

### 3 誘導施設の設定（案）

誘導施設については、以下の手順により下表のとおり設定しました。

- ①「都市計画運用指針」、「立地適正化計画作成の手引き」に例示された施設と現状立地している施設を参考に2-4で設定した「誘導すべき都市機能」を担う施設を整理
- ②市内の中心市街地という都市機能誘導区域の性格から、各都市機能を担う施設のうち、より高度な機能（市内の類似する機能の中心的な機能）を有する施設を誘導施設として設定
- ③市民が日常的に利用し、市内各地に分布することが望ましい施設を除く

また、誘導施設については、以下の2つに分類して誘導を図ります。

- ：現在区域内に立地している施設の維持・充実を図る施設
- ◎：現在区域内に立地している施設に加えて、積極的な立地誘導を図る施設

#### ■ 米子駅周辺への誘導施設（案）

大分類	小分類	施設の定義	誘導施設
行政機能	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する地方公共団体の事務所	○
	支所・出張所	地方自治法第155条第1項に規定する支所または出張所	
介護福祉機能	福祉保健総合センター	米子市福祉保健総合センター条例に規定する施設	○
	地域包括支援センター	介護保険法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センター	
	高齢者福祉施設	老人福祉法、介護保険法等に規定する介護保険施設等	
子育て機能	医療的ケア児に関する機能を有する認定こども園	児童福祉法第56条の6第2項に規定された支援を行うための施設を有する認定こども園	○
	子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点	
	保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所	
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園	
	幼稚園	学校教育法第22条に規定する幼稚園	
商業機能	大規模小売店舗	店舗面積※10,000㎡以上の小売店舗 ※小売業を行なうための店舗の用に供する床面積（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む）	○
	スーパー等	衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所（日本標準産業分類）	
	コンビニエンスストア等	主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する事業所で、店舗規模が小さく、終日又は長時間営業を行う事業所（日本標準産業分類）	

大分類	小分類	施設の定義	誘導施設
医療機能	特定機能病院	医療法第4条の2に規定する特定機能病院	○
	地域医療支援病院	医療法第4条の1に規定する地域医療支援病院	
	病院（特定機能病院、地域医療支援病院を除く）	医療法第1条の5第1項に規定する病院のうち、特定機能病院、地域医療支援病院を除いたもの	
	診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所	
金融機能	銀行	銀行法第2条に規定する銀行	
	信用金庫	信用金庫法に基づく信用金庫	
	ゆうちょ銀行	郵政民営化法第94条に規定する郵便貯金銀行	
教育機能	大学	学校教育法第83条に規定する大学	○
	専修学校	学校教育法第124条に規定する専修学校	◎
	各種学校	学校教育法第134条に規定する各種学校	
	高等専門学校	学校教育法第115条に規定する高等専門学校	
	高等学校	学校教育法第50条に規定する高等学校	
	特別支援学校	学校教育法第72条に規定する特別支援学校	
	中学校	学校教育法第45条に規定する中学校	
	小学校	学校教育法第29条に規定する小学校	
文化機能	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館	○
	博物館(博物館相当施設、博物館類似施設含む)	博物館法第2条第1項に規定する博物館(美術館)、第29条に規定する博物館相当施設、米子市歴史館条例に規定する施設(米子市立山陰歴史館)	○
	中核的スポーツ施設	米子市体育施設条例に規定する体育施設のうち、東山公園内に立地する施設	○
	市民ホール	米子市文化ホール条例、米子市公会堂条例に規定する施設	○

■ 皆生温泉周辺への誘導施設（案）

大分類	小分類	施設の定義	誘導施設
機能 観光	観光センター	米子市観光センター条例第2条に規定する施設	○